

建設リサイクル法に関する 全国一斉パトロールを実施します



ターゲット 11.6

2026年5月29日
郡山市都市構想部
開発建築法務課
課長 門澤 学

TEL：924-2378

SDGs ターゲット 11.6 「廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。」

建設現場における建設リサイクル法の遵守（資材の分別解体等の適正な実施の確保）を目的とし、6月が全国一斉パトロール強化月間とされていることから、本市においても、郡山市建築行政協力会と合同で、建設現場のパトロールを実施します。

- 1 実施期間 令和8年6月9日(火)～6月12日(金)
- 2 出発式 (1) 日 時 令和8年6月9日(火) 9:30
(2) 会 場 市役所別棟第6会議室

別棟第6会議室



- 3 参加者 郡山市建築行政協力会
郡山市（開発建築法務課、ごみ減量推進課、環境保全センター）
15名程度

4 パトロールの内容

建設リサイクル法による届出が提出された現場を担当部局の役割分担により確認します。

- ・建設部局（施工手順、特定建設資材と他の建材との分別解体の適切性及び建設業法並びに建設リサイクル法による標識の設置について確認）
- ・環境部局（再資源化先の施設の適切性のほか、廃棄物処理法、フロン排出抑制法、大気汚染防止法が遵守されているかの確認）

なお、パトロール中、無届による違法な工事や公衆災害につながる不適切な施工が行われていないかも含め確認を行います。